

計画主体名	兵庫県・養父市		
計画期間	H30～H34	総事業費（交付金）	34,300千円（18,850千円）
実施期間	H30～H31		

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画の目標は、定住促進を図るものであり、法及び基本方針に適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	事業内容は、農道整備及び用水路整備及び農業体験交流施設の整備であり、事業活用活性化計画目標（農山漁村への定住促進）及び評価指標の設定内容に対して必要かつ妥当なものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	農業農村整備事業管理計画（3構改D第400号3年6月24日）により関連施策と連携して実施する。また、養父市では養父市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（H28.10）により地域が一体となった農村コミュニティの形成を誘導支援しています。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地元代表者と現地調査のうえ協議等を行い、目標設定において地域ワークショップを開催し合意形成がなされている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	上記のワークショップには、女性も参加しており、女性からの意見を聞き、活性化計画に反映している。
事業の推進体制は確立されているか	○	兵庫県、養父市、地元関係者でワークショップ等を重ね、事業推進に向けて協議を行うなど、推進体制は確立されている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業内容は、活性化計画で設定した目標（定住を促進させ地域を活性化させる）及び事業活用活性化計画目標（農山漁村への定住促進）の達成に必要なものであり整合している。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	養父市人口ビジョン（H27.10）で人口減少問題に取り組む基本的視点として農業を活かした就業機会増が含まれている。

計画期間・実施期間は適切か	○	事業実施において関係者の意見調整が必要となるため実施期間を2年、また、事業実施後に計画実現のための具体的な地域活動が行われるため実施期間を5年とした。
交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	【事業費】 交付対象事業費 = 18,700 千円 交付限度額 = 34,000 千円 × 交付額算定交付率 55% = 18,700 千円であり範囲内である。 【県附帯事務費】 交付対象事務費 = 150 千円 交付限度額 = 300 千円 × 交付額算定交付率 50% = 150 千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	農道及農業用排水施設の整備については、それぞれ土地改良事業計画設計基準・設計「農道 H17.3」、「パイプライン H21.3」において設計を行う予定。また設計及び施工に関する検査は、兵庫県工事検査室にて、「兵庫県工事検査規程」に基づき実施予定である。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしている。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	農道(コンクリート舗装)は 15 年、農業用排水施設(塩ビ管)は 10 年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月		費用対効果算定要領に基づき、適切に算定している。

1日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○	
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は 1.17 である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	本地区は、農山漁村定住促進対策型の中山間地域等復興支援で、㊸小規模農林地等保全整備（環境創造保全型）を、農山漁村交流対策型の都市農村交流支援で、㊹農林漁業・農山漁村体験施設を実施予定であり、下の各要件を満たしている。 ・五法指定地域 ・市により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている区域 ・環境創造区域 ・勾配 1/20 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積に 1/2 以上を占めている また、㊸小規模農林地等保全整備（環境創造保全型）については、各工種の合計の受益面積が 1ha 以上であることを確認している。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	受益者は 42 人であり、個人に対する交付ではなく棚田保全や新たに整備する農業体験交流施設の整備に交付されるものであり目的外使用はない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	養父市では平成 17 年 5 月に明石市と交流協定を締結し都市農村交流を実施しており年間の交流実績もある。市内近傍の都市農村交流施設（宿泊滞在施設）の実績を踏まえ入込客数を見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	滞在施設を組合せた事例ではないが、市内別地区において、農作業体験人数の実績が 60 人/年であり妥当ある。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は、同一県内の明石市等の都市住民を想定している。少量多品種栽培方式を計画しており、積雪のある冬期を除く通年で営農体験が可能。週末等の休日利用に家族連れが一度に 3～4 組程度利用できる計画としている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	棚田の景観を楽しめる最適な場所とした。

ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	地場産の「蛇紋岩米」を今以上高付加価値化する検討とさつまいもスイーツなどの加工品の広報・販売戦略などを1年掛けて検討を行なった。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	地域の女性の意見を採用し、本事業で整備する体験学習農園でさつまいもを栽培し、スイーツの加工販売を行う予定としている。実際の運営にあたっては、さらに女性の参画を行い進める予定。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づき算出しており、適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済性に優れた汎用品を選定するなど、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農業体験交流施設は道路や集落で利用可能なトイレの近くに計画し、立地性や利便性に配慮している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	中山間直接支払の集落協定で共同管理になっている農地で計画している。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I-1の第2の4の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	該当なし
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	—	該当なし
施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額	—	該当なし

ととなっているか)		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	兵庫県事業として予算措置が予定されており、事業実施主体の負担は十分に担保されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札にて実施
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	事業実施と併せて日本型直接支払を実施している2団体を母体とした管理団体を組織する計画であり、事業完了後は、当該区域地元集落において適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画は策定している（当該施設の事業費は9,640千円のため、5,000万円以下である）。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	該当なし
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。